

15才（中学三年生）以下の人の

医療費助成のお知らせ

※乳幼児等医療受給者証もしくはこども医療費受給者証を「福祉医療受給者証」と呼びます。

多可町では、15才（中学三年生）以下のこどもで、福祉医療受給者証の交付を受けている場合、医療費が無料になります。一方、小児慢性特定疾病医療等国の公費負担医療制度の受給者証の交付を受けている人は、指定医療機関での受診分は自己負担をしていただいています。この負担の差を埋めるための助成制度を始めます。お子さまが福祉医療受給者証の交付を受けておられる場合は、下の事項をお読みください。

～対象になる人

「福祉医療受給者証」の交付を受けている人

～助成の流れ

①受診時はこれまで通り自己負担を支払う → ②多可町役場住民課（加美地域局・八千代地域局でも可）で申請 → ③役場から指定口座に振込

～申請に必要なもの

- 医療保険の被保険者証（お子様のもの）
- 「乳幼児等医療費受給者証」または「こども医療費受給者証」
- 「小児慢性特定疾病医療受給者証」等公費の受給者証
- 領収証
- 振込口座の分かるもの（通帳など）



～いつから？

平成29年4月に受診された分からが対象です

～お問い合わせ先～

多可町役場住民課（多可町中央公民館1階）

TEL 0795-32-2383 FAX 0795-30-2201

多可町公費負担医療制度に係る自己負担額の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、多可町福祉医療費助成条例に定める乳幼児等及びこどもが、他の公費負担医療制度を利用することにより生じる自己負担額を助成し、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象医療費)

第2条 この規則において助成の対象となる医療費は、次の各号に定める医療に係る費用の自己負担額（以下「公費医療自己負担額」という。）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項に規定する自立支援医療
- (2) 児童福祉法第19条の2に規定する小児慢性特定疾病医療
- (3) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条に規定する特定医療
- (4) 兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱に規定する肝炎医療
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2に規定する結核患者の医療

(対象者)

第3条 この規則により公費医療自己負担額の助成を受けることができる者は、条例第2条第4号及び第7号に定める者であって、条例第4条第1項第4号及び第5号に定める福祉医療費の支給を受けることができる者とする。

「条例第4条第1項第4号及び第5号」とは「乳幼児医療受給者とこども医療受給者」のことです。

(申請)

第4条 公費医療自己負担額の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公費医療自己負担額支給申請書（様式第1号）により、当該医療に要した費用の額を証する書類その他町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

**公費医療自己負担額支給申請書(様式第1号)は役場住民課、地域局にあります。(申請時に記入)
添付書類は
○医療保険の被保険者証(お子様のもの) ○「乳幼児等医療費受給者証」または「こども医療費受給者証」**

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、公費医療自己負担額支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成の範囲)

第6条 公費医療自己負担額は、第2条各号に定める医療に係る費用の額から次の各号に規定する額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に定める医療保険各法の規定により医療の給付を行うものが負担すべき額
- (2) 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国又は地方公共団体（保険者たる国又は地方公共団体を除く。）の負担において行われる医療に関する給付額

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。